



**常務員月支給制度改正の件**  
 常務員にして一ヶ月を通じて常務員又は信託人として降車せるものは月賞與金一圓を減額されるのである。月賞與金年、時間外勤務等に依り幸くも僅少なる固定給を補ひつゝあるにとつてそれは明かに制度の矛盾である。直に一圓減額の不る制度を撤廃せられたし。  
 改正實行す。

**依る規定休憩時間削減手當支給の件**  
 乗務中障碍のため規定時間に交代場所に到着し得ざるものはれたる時間を休憩時間に削減されるを常としてゐるのである場合は何等かの方法に依つて規定休憩時間を支給するか然らば相當手當を支給すべきが當然である。依つて吾等は左の當を支給されんことを望むものである。削減時間を一ヶ月時間外勤務時間として換算せられたし。  
 現在に於ても「上り」乗務の場合事故其の他の事由に依り差拾分以上の遅延に對しては之を勤務時間に算入し居れり他は應じ難し。

**賃金設置の件**  
 本會社には處罰委員會の設置なきため常に處罰の不公平を耳に聞かぬ。最近その聲の益々高きを聞く。斯の如きは明かに不備に起因するは勿論従業員側の實情を悉知し能はざるたゞ決裁上に無理を來すからである。宜敷く勞資同数の委員に充てる處罰委員會を設置し慎重協議せしめ以て處罰の公平を期せられたし。  
 省令に基き制定したる懲戒規定あり重責輕罰の趣意に則り深甚の注意を拂ひ居るを以て委員會設置の必要を認めず。

**運輸課 (驛員)**

**勤務制度即時實施の件**  
 は本年八月嘆願以來數度の交渉の結果會社に於ては制度の劣認めが經濟上即時實施は困難であるが漸時は改正を計ると否を與へられたのである。第二期建設、既に終了に近く加之下半期の如き沿線の必然的發展と従業員側の悲痛なる忍従と努力を併せて四萬圓に近き増収を見るに至つたのである。依つて同業にその例を見ざるこの劣悪なる制度を即時改善せられたし。  
 驛員の勤務制度は運輸、運轉の現況並に一般同業者の振合等を參酌し制定したるものにして劣悪の勤務状態とは認め居らず即時改定の要なし。

**手當改正の件**  
 來支給せられつゝある驛員宿直手當はその金額僅かに金二十二ある。過酷なる宿直に與へるに余りに僅少である即時金三十改正せられたし。  
 現在の額を以て妥當と認む。

**外勤務手當改正の件**  
 來驛員の時間外勤務手當は男子金十二錢女子金十錢の僅少ななるある。この制度と雖も數ヶ月前従業員に何等の相議もなく突社に於て制定せるものであつて男子と女子と區別するが如き實合理的なる制度である即時十五錢均一に改正せられたし。  
 現在の額を以て妥當と認む。

**加俸支給制度改正の件**  
 來驛員の昇給規定の在職年數の増加に従ひ逐次昇給率の低下を居るのである。就中年功加俸の如きは五年(金三圓)を最高限として居るのである。是れは一般従業員に在職年數に應ずる程度の上昇又は範圍に左表の如く延長せられたし。

在職年數	年功加俸月額
六年	四圓
七年	五圓
八年	六圓
九年	七圓
十年	八圓

**員採用規定制定の件**  
 來會社には驛員より乗務員採用の場合は六ヶ月以上の勤続者より願者を集集し相當採用試験の後採用しつゝあつたのである。に新任運輸課長就任以來この制度は根柢より破壊され採用試験はれざるは勿論驛員の意志をも問はず獨斷にて採用し甚だしき

も保はらず是れに一日の公休すらなきは、其の業務遂行の萬全を期する上より見るも甚だ面白からず、それは此種の産業に従事する労働者は概ね支給されてあるに徴しても明かなりと信ずる。故に當會社におかれても信託人に對し直に一ヶ月公休二日を支給せられたし。  
 此は客年六月賞與率の改正をなせしに徴しても明なり公休支給は應じ難し。

**二、月賞與支給額改正の件**  
 信託人の給料概ね低額にして其の家計を支持するに頗る困難を感じつゝあるに其の賞與は從來金三圓也は余りに低額に過ぐるものと信ず。是の如き諸種の事情を參酌し尚後金二圓也を増し金五圓也を支給せられたし。  
 回答 應じ難し

**三、年功加俸支給制度改正の件**  
 在職年數の増加に従ひ、逐次昇給率の低下を來す從來の昇給規定は信託人も其の例に洩らさず殊に年功加俸に至つては五年(金三圓)を最高限度としてゐる。是の如きは従業員に在職年數に應ずる生活程度の向上其の範圍の擴大等に伴はざる不合理なる制度である。直に左表の如く延長せられたし。

**電氣課、土木課、共通**

**一、公休日支給規定改正の件**  
 交通産業労働者の労働は他の労働に比し其の産業の性質上必然的に不規則ならざるを得ないのである。車庫、軌道、電線路の如き其の作業の苦痛は世人の想像に及ばざるものがある。従つてこの種の産業經營者も特に此の点に留意せるか一ヶ月三日乃至四日の公休を支給せるを多く見るのである。宜敷く現在支給せる公休二日を三日に改正し其の細則を左の如く定められたし。  
 三日間欠勤は公休に影響せざること  
 四日間欠勤は一日を削減すること  
 五日間欠勤は二日を削減すること

**二、精勤賞支給規定改正の件**  
 從來精勤賞は二ヶ月精勤者に二日分を支給せられつゝあり、然し乍ら不規則なる労働を余儀なくされる産業の性質上、これが精勤をなすは非常に至難である。宜敷く該賞は月二日分に改正し其の細則は左の如く改正せられたし。  
 一日欠勤は一日分を削減すること  
 二日欠勤は二日分を削減すること

**三、年功加俸支給制度制定の件**  
 從來會社の年功加俸は運輸課従業員にのみ支給され、電氣課、土木課従業員には支給されて居ないのである。電氣課、土木課員は日給の平均額より見ても、労働の程度より見ても決して運輸課従業員と其の差異なきを信ず。家庭生活に至つては妻帯者數の如き遙かに多きを算してゐるのである。即時乗務員同様の年功加俸を支給せられたし。  
 回答 應じ難し。

**四、半期賞與支給改正の件**  
 半期賞與は從來其の職務別に依つて甚しき等差あるは同一會社内にある従業員として大いに遺憾である。故に尚後該賞與は現在の運輸課乗務員と同様に支給せられたし。  
 回答 昨年末に増額せり。

**五、臨時雇より本雇採用の期限制定の件**  
 臨時雇より本雇として採用に至る期間は從來或は一ヶ年甚しきに至つては一ヶ年半等實に長期に亘るの弊あるは吾等の頗る遺憾とする所である。是の如きは本人の生活に或は不安動搖を與ふるも事實であり且又従つて長期に亘り家計へ及ぼす影響も少なからず。宜しく此の期間を六ヶ月と限定し本人の不安其の他に依つて惹起す